

A651
120

國際情勢と海軍軍縮會議

国立国会図書館



0056190-000

A651-120

國際情勢と海軍軍縮會議

海軍省海軍軍事普及部

1934

AJB

A651
120

昭和九年十一月

國際情勢と海軍軍縮會議

(印刷代原寫)

海軍省海軍軍事普及部

A651

120

國際情勢と海軍軍縮會議

目次

第一、國際情勢……………一頁

第二、海軍一般軍縮會議……………一九頁

第三、海軍々縮會議に對する帝國の方針……………二八頁

第四、國民の覺悟……………三四頁

391-1



1028462

國際情勢と海軍軍縮會議

第一、國際情勢

世界的不景氣の襲來に依つて、國際間に著しくなつて來たことは國家主義の勃興であらう。各國共自國の産業を保護する見地から、關稅障壁を高くして輸入を防遏すると共に、自國商品の販路を擴張せんと努めて居るので、國際經濟戰は愈激化せんとして居る。國際經濟戰の激化は勢各國民をして國防不安の念を起させるので、必然的に軍備の充實、擴張競争といふ傾向を生ずることは大戦前の英獨關係に見るも明である。現下世界各國は口に平和を唱へつゝも鋭意軍備を充實し、自國の發展に餘念なき有様である。

帝國は滿洲事變以來、支那の抗日排貨の爲、他の方面に新市場を獲得するの

必要に迫られたのであるが、産業合理化と、國爲替暴落とに依り、我商品は世界の各市場に流出して行つたので未曾有の邦貨進出時代を現出するに至つた。

一方、經濟不況に悩み、世界の現状維持に依り、只管自己の地位を確保せんと欲する列強は、帝國の發展を嫉視し、邦貨を世界至る處の市場より驅逐せんとし、又同胞移民を阻止し、我國力の躍進に對し壓迫を加へて來たのである。

明年開催せられる海軍々縮會議は、帝國將來の國運を左右すべき重大事であり、又明年三月、我國國際聯盟脱退の効力發生に關聯して、委任統治問題の派生を見るやも計り難く、一九三五年の危機は今や眼前に迫り來つた、此の時に當り、帝國の國防と密接なる關係を有する列國の情勢は如何であらうか。

一九三五年の
危機

帝國と軍縮條
約

一、帝國は華府、倫敦兩條約に於て、自己の欲する儘に世界第一位の海軍を整備し得ることとなり、彼の東洋政策遂行上の障礙となるべき日本を政治的に

拘束すると共に、其の海軍力を彼の渡洋作戰遂行上許容し得る程度に制限したのであるから此の上は之を長く持續し且、他國をも之に加入させて益強固にすればよいのであつて、今日彼の欲する所は戰債問題を有利に解決すると共に歐洲の陸軍空軍を縮少せしめ景氣の回復を圖り、自國の經濟問題を有利に導き、其の繁榮を將來に確保せんとするのであつて、彼が海府一般軍縮會議に参加し種々畫策したのも之が爲であつた。従つて今日會議が行詰り、其の目的達成困難となるや深入して政治的混亂の渦中に捲き込まれない様巧に手を引いて高見の見物をして居る。

帝國の對日態
度

滿洲事變以來、帝國の對日態度は「スタムソン、ドクトリン」に依り九ヶ國條約不戰條約の一點張であつたが、現大統領就任前後から未曾有の經濟的難局に遭遇し之が復興對策に忙殺された爲、其の後は一見滿洲問題を忘れたかの觀はあるけれども、それは皮相の觀察であつて現政府が依然前記のドク

トリンを堅持して居ることは、廣田、「ハル」交換文書及天羽聲明に對する米政府の通牒を熟讀すれば明白である。拉米諸國に對しては善隣政策と名付ける新政策を掲げ、霸者的態度を執らざることを強調し又、債務を履行せなむとて不信呼ばはりをして來た露聯邦を承認し、更に十年の猶豫期間を以て比律賓の獨立を公約したのであるが、之等の政策は主として經濟的理由に基づくものである。

米國の海軍政策は華府會議後成文として發表され、倫敦條約の結果改訂されたが、其の根本方針は「米國海軍は國家の政策と通商を維持し、本國並に海外領土の防禦に充分なる勢力を保持せざるべからず」と云ふのである。國家政策の維持と云ふのは周知の如く、米大陸に於けるモンロー主義と支那に於ける門戶開放機會均等主義であるが、之に關し當時の作戰部長エベリ提督は「モンロー主義の爲には防禦的艦隊で足らぬが、門戶開放主義の遂行に

米國の海軍政策

は攻撃的艦隊を必要とする」と公言して積極的態度を明にして居る。

滿洲事變當時、米國が國策を遂行することの出来なかつたのは、海軍の準備が成らなかつた爲であると當局者は判斷して居る様であつて、海軍擴張に拍車をかけ、條約限度を目標とする所謂グインソン案（百二隻、一九三九年完成）に依る大造艦に着手して居るし、金艦隊を太平洋岸に集中して居るし西岸及布哇根地施設を擴大し、又航空兵力を増勢して、「アラスカ」「アリュウシャン」群島方面迄進出して居る状況である。

又支那には經濟的、軍事的に進出目覺しく、就中航空勢力の擴大に努め、多數の飛行機や指導者を送つて、沿岸各地に航空基地及製造工場を設置して居る。

米國勢力の對支進出

米國の海軍

x

x

x

二、英國は大戦後財政上の困難から軍備の整備を一時緩和するの已むなきに至

り、藩府會議に於て主力艦、航空母艦に就て米國との均等兵力を認め、勞働黨内閣に依り倫敦會議に於て更に補助艦に就ても米國と均等兵力を認めることになつたのであるが保守黨始め英國の海洋に對する傳統的立場を重視する者は之等條約に對し相當不滿を有して居るのである。英國としては戦後の財政不如意なると、引續く世界的不景氣に依り未だ軍備充實に専念するの餘裕に乏しく、自國の財政状況の好轉を期するのを先決問題とし、倫敦會議後、佛、伊海軍の補助艦の制限協定成立に努め、自己の海軍々備の安定を圖り、且歐洲大陸諸國の陸軍及空軍を制限して自國の國防を安固ならしめると共に、歐洲の政局を安定せしめ、景氣回復の素地を築き將來の飛躍を期せんとして居るのである。

藩府一般軍備會議に於ても、英國は歐洲大陸各國間の紛争の渦中に捲き込まれないと同時に、巧に之等を誘導して其の目的を達せんことに努め、獨逸

に對しても此の見地から好意的態度を持し、伊太利を引き寄せて共に佛蘭西を牽制し、同會議が愈々み薄となつた今日に於ても、極めて執拗なる態度を以て、何とか之を物にしようとなつて居る。

英國の對日態度は日英同盟廢棄以來米國の鼻息を覗ふ關係と、東洋に於ける日英の經濟的競争とから疎隔の道程を辿つて來た、特に印度に於て日貨阻止に努めて居るのは周知の通りであり、和蘭の蘭領東印度に於ける行動とも一脈相通するものがあるやうであるが、最近に至り英國識者間に日英親善を強調する人士が多くなつたことは慶すべきである。

英國の財政状況も最近好轉して來たし、藩府一般軍備會議の不成功や、歐洲政局の不安等に刺戟され軍備擴張論が據頭して居る、極東方面には有力な艦隊を配備し、新嘉坡軍港の建設を促進し、明年（豫定は一九三九年）之が完成を期して居る様である。

三、蘇聯邦は第一次五年計畫に依り重工業の基礎を確立して軍備の充實に成功し、今や第二次五年計畫に依り一九三七年を目途として、國內工業の自給自足や國力の増強を急速に成就せんとして居る。之が爲に國民生活を甚しく苦境に陥らしめ民衆の反感甚しきものがあるけれども、極端な獨裁權力に依つて強壓を加へ國內を統制して居る。露西亞民族は先天的に忍従事大の性を有し、屈伏と諦めの生活に甘んずることは日本人の意想外に出るものがあるので、近き將來に於て内訌より崩壊する危険性があるとは言ひ難い。然し乍ら新様な國內情勢に基き、對外政策に於ては、裏面では世界の赤化宣傳に努めつつも、表面は始終平和主義を標榜し、歐洲及近東諸國と不侵略條約を締結し、彼の西方國境は不戰條約國を以て圍籠せられるに至り、最近對獨關係の惡化に依り佛國と露露に提携し、多年仇敵の國柄であつた國際聯盟にも加入し、又東方安泰保障條約の締結を試みるなど、俄然歐洲外交界に飛躍するに

至つた。帝國に對しても不戰條約を締結したが其の拒否に遭ひ、又滿洲事變北滿國境に刺戟せられて極東方面の防備を大々的に強化すると共に、半死の狀態に陥つた北滿を滿洲國に歸併せんとするに至り目下折衝中である。蘇聯邦は國內多事であり乍ら軍備の充實には凡ゆる努力を傾倒し其の陸軍兵數及裝備の強化に於ては世界に冠たらんとし極東方面には十數個師團と多數の戰車、飛行機等を送り、露滿國境には莫大な築城をも施して居る。又浦鹽には潜水艦二十餘隻を配備し尙も増勢せんとして居る。

四、支那は滿府、倫敦兩條約に依つて帝國が英、米に比し海軍の低比率を押しつけられ、又政治的に拘束されるに至つてから對日態度を漸次硬化して、侮日、抗日に出づるに至つたことは國民周知の通りである。滿洲事變の勃發は要するに支那が萬一の場合に英、米等の支援あるべきを待み、日本興し易し

x x x

要するに支那が萬一の場合に英、米等の支援あるべきを待み、日本興し易し

列國勢力の進

と見懸つて兇暴な國民黨の排外政策を敢行した結果に外ならないのである。満洲事變以來列強勢力の對支進出は著しく、航空方面に於ては日本が一指をも染めない間に各國は飛行機の賣込、航空基地の建設、航空路の發達等を競ひ、就中米國は之をリードして居る状況である。

一方支那全土に亘り澎湃たる排日排貨の風潮に禍されて從來第一位を保つて居た我對支貿易額は昨年に至り米、英兩國に次ぎ第三位に降つて居るけれども、我國の通商は之に刺戟されて支那以外の方面に異常の發展を遂げて居る。

支那の對日態度

帝國は支那に對し終始公明正大なる態度を以て一貫し、其の破邪顯正の劍は北支、中支に迄及んだのであるが、之に對し支那は列強及國際聯盟の支援の到底望めないことを悟つたもの、如く、昨年五月の北支停戰協定の成立を契機として對日態度を轉向し、現南京政府首腦部は逐次日支關係の調整に努

めて居る。然し乍ら之を以て支那が滿洲失地の恢復を企圖せんとする希望を棄て、對日親近策に轉じつゝ、あるものと見るのは誤りであつて、要路者が此の際我銳鋒を避けなければ自家勢力の保全は勿論、國家の存立すら危ぶまれる様になつた結果止むを得ず緩和策を執つて居るに過ぎない。

日支の提携觀望は東洋平和の基礎であると同時に、我國防上の見地からも最も重要な事柄であるが現實の問題としては常分望が少いやうである。要は我實力の充實と滿洲國の健全な發達とに依り、支那をして歐米依存主義の迷夢より覺醒せしめ、東亞自主の本性に立ち歸らしむるべきであつて我國としても日支本來の使命に鑑み雅量を以て彼を善導して行くを要する。

x

x

x

佛國の對日政策

五、佛蘭西はヴェルサイユ條約を金科玉條として獨逸の勃興、復讐を徹底的に防遏し、國際聯盟を中心として自己に都合の良い状況に各國を指導して行く

ことを其の根本政策として居るので、獨逸の再軍備やヴェルサイユ條約無視の態度には極力反對し英國や伊太利の牽制を巧に潜り抜けて、飽迄其の政策遂行に努力してゐる。獨逸が一般軍縮會議を脱退して後も獨逸直接に交渉をしたり又英、伊兩國が其の間に色々斡旋して居るが佛蘭西も強硬に其の態度を固執し、最近は英國や伊太利の對獨態度に飽き足らず已むなく英聯邦に接近し之を聯盟に加入させ、極力獨逸に對抗して居るのである。

佛蘭西は聯邦條約に於て佛伊均等としたのに對し相當不滿を有し、壽府三國會に參加を拒絶し、又倫敦會議に於ても遂に條約に加はらなかつたのであつて、海軍兵力に關しては現在伊太利との間に十對六の優勢を占めて居るが之を何處迄も保持して行くと同時に、獨逸に對しても優勢を保持するといふのが佛蘭西の方針であつて、伊太利と均等兵力を認めるが如きことには絶對に反對の態度を示して居る。最近伊太利が三萬五千噸の戦艦二隻を建造す

るのが事實となれば、佛蘭西は同様の戦艦建造に着手するのであらうと思はれる。

x

x

x

六、伊太利はムソリーニの獨裁政治も既に十年を越えて其の基礎も定まり、最近其の國際的地位を著しく高めて來たが、元來伊太利は大戦後の分け前には不平があり、佛國とは根本的に利害を異にし、國際聯盟に對しても佛國の小國誘導に飽き足らず聯盟規約の改訂を欲し、時に觸れ脱退を仄かして居る位で、對佛及對聯盟關係に於て、將又ヴェルサイユ條約に對し獨逸と一脈相通ずるものがあつて、獨逸の軍備權平等や再軍備の要求に對し好意的態度を持ち常に佛蘭西を牽制して居るのである。最近埃國問題でヒットラーと相容れないものがあり、寧ろ佛蘭西と協同的態度を執つた感があるけれども、之は單に一時的のもので伊太利の態度が根本的に變化したとは思はれない、伊太

利は總べての點に於て佛蘭西と優位を争はんとして軍備に於ても均等を目標とし、華府會議に於ては主力艦、航空母艦に於て佛伊均等を獲得し、其の後補助艦に於ても、佛國との均等を主張し倫敦條約に加入しなかつた。彼は財政狀況等からして今日直に、實際上佛蘭西と同等の海軍兵力を整備することは困難であるから極力佛蘭西の軍備を低下せしめて佛伊均等となさんとするのが其の對軍縮態度である。

第二、壽府一般軍縮會議

世界大戰は當時戰爭を終息せしむべき最後の戰爭として觀られ、休戦一度傳へられるや、世界の平和は確立せられ、人類の自由平等の鐘が鳴り渡つたかか如く感ぜられたのも全く東の間であつた。ヴェルサイユ條約に依つて歐洲には多數の小國が産れ出で、又聯合軍に加擔して戰爭に勝つた國は何れも其の領土

を擴張したり種々の權益を獲得したが、之等の國は戰敗國の物與と復讐を恐れ、之を防ぐと共に折角獲得した自己の立場を何處までも維持して行かうとして盛に平和を高唱し、此の現状を少しでも變化させようとする者があれば理由の如何を問はず、一概に平和の破壊者であるとして騒ぎ立て、居る、國際聯盟は一言にして言へば之等現状維持主義の國際機關と謂ふも過言ではあるまい。之等戰勝國に對して、獨逸を始め戰敗國はヴェルサイユ條約に依り手も足も出ない様に轉られて居るのであつて、其の當時こそは如何ともすることが出來ず已むなく隱忍して黙つて居たが年月の經つに従ひ此の儘では國家の發展は思ひもよらず、國民生活の維持も難いので、何とかして局面を打開しなければならぬといふ聲が盛になり、國內には國粹主義が勃興し戰債の不拂、軍備の充實など現状打破の實行手段に邁進する様になつて來た。

昭和七年二月開催された壽府一般軍縮會議に於て獨逸はヴェルサイユ條約に

依る自國の軍備制限を放棄し、延て條約全般に亘る改訂の端緒を開くことが其の目的であつたもの、如く、同會議で次の如く主張して居る。「獨逸はヴェルサイユ條約に於ては他の國が軍備の縮小制限を行ふことを容易ならしむることを前提として、極度に獨逸の軍備を制限せらるゝことを受諾し、今日迄十幾年間に亘り忠實に守つて來た、然るに各國は軍備の擴張こそして居るが少しも軍縮を行つて居ない、獨逸はもう之以上我儘は出來ない、各國が獨逸の制限せられて居る軍備の水準迄下るか、若し之が出來なければ獨逸は禁じられて居る軍用航空機戰車重砲等を保有し、一部國境には要塞を築き又常備軍も増加する等、國防上他の國と同一の取扱を受くべきものである」と終始強硬に主張したものである。之が所謂、獨逸の軍備平等權の主張であつて、之に對し、佛蘭西は前述の如くヴェルサイユ條約を金科玉條として居るので、獨逸の再軍備やヴェルサイユ條約無視の態度には極力反對して居る。

右の如く獨逸兩國が根本方針に於て對立して居るのみでなく、多數の會議參加國が各自國の立場から議論をして居るので具體的結論には却々到達せないのである、昭和七年六月に至つて米國は大要次の如き所謂フーヴァー案を提出した。

フーヴァー案

- (一) 戰車、化學戰、及移動砲の全廢
 - (二) 一切の陸上軍の三分の一減
 - (三) 爆撃機的全廢及空中爆撃の禁止
 - (四) 海軍條約所定の各國保有主力艦の噸數及隻數の三分の一減
 - (五) 一切の航空母艦、巡洋艦、驅逐艦の各海軍條約所定各國制常噸數の四分の一減
- 各國潛水艦の保有噸數三萬五千噸。

之に對し英國は七月ポールドウィン案と稱する修正案を提出し、英國の立場を説明して量的制限よりも質的制限の可能なるを主張した。

ポールドウィン案

- (一) 一五五噸以上の移動砲二〇噸以上の戰車の廢止

- (二) 主力艦、巡洋艦、航空母艦の艦型、備砲の縮少
- (三) 潜水艦の全隻及之に伴ひ驅逐艦噸數の三分の一減
- (四) 輸送機及飛行艇を除き航空機の積載重量制限
- (五) 陸軍、海軍航空機の機數制限

第四案

佛國は同年十一月次の如き案を提出して自國の立場を宣明して居る。

- (一) 一切の本國軍隊に對し兵役年限の短縮
- (二) 軍縮の國際監督を設け實地調査をも爲すことを得
- (三) ロカルノ條約を補充する爲歐洲各國をして地方的相互援助條約を締結せしめ、共同兵力に依り侵略を防止す
- (四) 米國も安全保障を與ふること
- (五) 軍縮は海、陸、空三軍關聯なること
- (六) 海外領土を有する國は特種兵力を保有す。

帝國案

之等英米案の内容は帝國として同意し得ざる點があるので、帝國は同年十二月優勢海軍國に一層大なる犠牲を要求する海軍々縮案を提案した。

(一) 一般協定

- (イ) 各艦種の艦型、備砲の縮少、航空母艦の全廢
- (ロ) 五大海軍國主力艦、甲級巡洋艦保有量の縮少(就中英米側の大縮少)
- (ハ) 五大海軍國乙級巡洋艦、驅逐艦、潜水艦の最大限度保有量を定め、實際の保有量は特別協定に依ること

(二) 特別協定

全世界各國を太平洋組、大西洋組、歐洲組に區分し、一般協定を基礎とし、各國の實際保有すべき兵力量(五大國は乙級巡洋艦以下の保有量)に關し各組毎に制限縮少を協定すること。

英國の軍縮條約案

斯くして懸案事項を討議したけれども、何等重要な協定に達するを得ずして會議の前途は悲觀されて居たが、昨八年三月に至り、英國は軍縮條約の形式を備へた「マクドナルド」案を提出したので、會議は之が審議を續行したが之亦協定に達する見込なく、私的交渉が續けられたが、獨逸は軍備の平等權に基き

即時軍縮の實行を要求し、德國は軍縮着手前必要なる豫備期間を設けて軍事整
 齊を試行せんことを要求し、意見の一致を見ないので昨年十月獨逸は軍縮會議
 から代表を引揚げ續いて聯盟をも脱退して其の強硬なる態度を中外に宣明し
 た。其の後德國は直接交渉を試み英、伊兩國も種々斡旋をなし獨逸の態度緩和
 に努めて居るが彼は依然強硬な態度を固執し、益々國內的結束を強固にして一
 歩も譲らざる意氣を示して居る。

之を要するに、大戦後各國民は具さに戦争の慘禍を嘗め、今後如何なる犠牲
 を拂つても戦争は避けなければならぬといふ考が、一般に泌み込み、平和條約
 に依り獨逸を押へて、現状維持主義を標榜し一にも聯盟、二にも聯盟と稱して
 來たのであるが、年月の経過と共に獨逸の國粹運動が熾烈となり、獨逸は遂に
 軍備權平等の旗印を以て一般軍縮會議を脱退し、獨力國家の存立發展に邁進せ
 んとするの決意を表はし、他方大戦後の跡始末に飽き足らぬ國が現状維持主義

に不満を感じ來り、戦後引續き長きに亘る世界的不景氣と相俟つて、各國間に
 國家主義的傾向が濃厚となり、國際聯盟が多事苦心研究し來り、意之が完成を
 爲さんとして開いた一般軍縮會議も、二ヶ年以上の日子を費したに拘らず全然
 失敗に歸して終つた。今日は大戦後の空氣は全く消失し、華府や倫敦で軍縮條
 約を締結した當時の空氣とも大に異り、各國は從來の現状維持主義とか、平和
 協定主義では到底國家の存立、繁榮を維持することは出來ないことを自覺し、
 或るものは軍備の擴張充實を圖り、或るものは合従連衡の策に出でんとする状
 態となつたのである。

第三、海軍軍縮會議に對する帝國の方針

國際情勢は既に述べた如く、英の華府會議や倫敦會議は勿論、華府一般軍縮
 會議の開會當時とも大に趣を異にして來た。更に艦船、兵器、航空機等は日進

月歩であつて、之が爲に海上戦闘の様式に一大變革を生ずると共に、海洋の兵術的距離を短縮するの結果となつた。即ち石油燃料の普遍的利用、機關、補給設備の進歩等は艦隊の海洋作戦を容易ならしめ、航空機の進歩は優勢軍の搜索偵察上に至大の便益を與ふるに至つたので、今や、昔時に比し攻勢作戦を容易ならしめ、守勢作戦に不利なる結果を招來した。

元來帝國が華府會議に於て主力艦航空母艦の對英、米六割の兵力を受諾したのは、當時の情況に於て、西太平洋に於ける根據地の現状維持を行ふならば西太平洋に進出する對手國の艦隊と僅に對等の戦闘を交へ得る最小限度の兵力ではあるが、各國の軍縮精神に信賴し、國際平和の爲に難さを忍んで受諾したのであつて、倫敦會議の補助艦對米七割も國防上缺陷あり、國內に種々異論があつたのであるが、五年の短期間の取極であること、當時各國の軍備の状態とに鑑み此の関には缺陷補充の手段で國防を全うし得ることが豫想されたので、

本條約の満了後には各國の保有すべき兵力は、更めて次期會議に於て考慮すべき旨を保留して同意したものである。

然るに事實は、兩條約締結にもつ、年月を経過した今日の狀態に於ては條約締結當時に比し情況の甚大なる變動があり、之等兩條約は既に全く不適當となり、之が持續は帝國將來の國防を危殆に陥らしむる事態を招來するに至つた。

斯の如き明白なる理由に基き、帝國は既存條約の不利なる束縛より速かに脱却し、軍備の平等權より出發して新規の軍縮條約を締結し、各國其の國防の安全感を確立して、國民負擔の軽減をも行ひ、世界の平和に貢獻しなければならぬと確信する。

従つて明年の軍縮會議に於ては、比率主義を撤廢し、國防自主權を確立して高度軍備國の自制的縮減を期すると共に、攻撃的軍備を減廢し防禦的軍備を整備し、以て互に他を脅威しない公正妥當なる新軍縮方式を採用することが肝要

華府條約廢止
通告

と信ずる。

以上の如き根本方針に基けば、本年十二月末日以前に於て最も適當の時機に華府條約第二十三條に依る廢棄通告をなさんとするを要する譯である。

米國の意向

右の諸點に關しては列國は未だ公式に態度を明にしては居らないけれども、現在迄の諸情報と綜合するに、米國は他迄五・五・三の現行比率を維持せんと欲するものゝ如く、大體巨額主義は依然として棄てず、二割天引に依る各國保有量の縮少案を考慮して居ると傳へられる。

英國の意向

英國には既存條約に不満を有する分子が相當にあるので表向こそ靜觀主義で居るが我比率主義撤廢に對しては米國と略同様の態度に出るかも知れない、一方英國としては之以上艦艇の隻數を減ずることには反對で寧ろ艦型、備砲の縮少に力を入れて居り、巡洋艦は合計七十隻を必要とし、尙其の他の艦種も速に建造せねばならぬと傳へられて居る。

英、伊の意向

佛蘭西、伊太利は華府條約に不満を持つて居る様であるが、主として兩國相互の關係であつて、總んで英、米との均等を要求するが如きことは先づあるまいと思はれる。

國防對策

之を要するに、明年の軍縮會議に於て、日米の意見は正面衝突を惹起する可能性があり、或は會議は決裂となつて日米關係は一時緊張するかも知れないが此の難關こそ、帝國將來の興廢と、東洋平和維持の成否とを決する分水嶺である。會議が決裂した場合建艦競争が起り、其の場合我經濟力は之に堪へ得るや否やの心配もさる事ながら、有史以來戰敗の爲亡びた國は多々あるけれども、未だ軍備に國費を以て過ぎたが爲に亡びた國は一國もないのである。彼の英國と和蘭との競争時代に、和蘭の實業家は軍備に金を出すことを證り爲に軍備を怠つたが、英國は非常な苦痛にも堪へて、軍備に金を惜まなかつた結果、和蘭の衰微せるに引換へ、英國は興隆の基礎を確立したのである。

第四、國民の覺悟

個人道徳と國際道徳

個人道徳としては、身を殺して仁を爲すといふ美德が存在して居るが、國際間には自國を犠牲とするが如き道徳は少しもない、國際聯盟を中心として各加盟國が國際平和に盡して居ることも、凡て自國の利益を確保増進することが第一であつて、自國を犠牲として平和に盡して居る國は一國もないのである。他國との交渉とか協約とか云ふことも、或る特別の場合の外は、到底之を當てにすることは出来ないであつて、國際間に伍して行くには最後の寄り處として自ら持つものを持つて居ることが絕對に必要である。

國際場裡にあつては、自ら持つ所の無い國は如何に正當なことでも多數を頼むか、又は或る強大國の援助を得ない限りは其の主張を貫徹することは不可能であつて、之等の國の正義の聲は往々泣き言に聞えるが、強國の聲には千鈞の

重みがあるが如く受取られる。

帝國が將來東洋の平和を双刃に擔ひ、正義を以て其の所信に邁進せんと欲しても、自ら持つ所が無ければ正義も不正義呼ばはりせられ、立ち所に悲慘なる憂目に會はされるのである。滿洲問題に於て帝國は不信呼ばほりをされたが、各國が四圍の環境上制肘せられて力に訴へようとしなかつたのと、我に持つ所があつたので漸く憂目を見ずに今日迄済んで来たのであるが、之は天祐とも稱すべきもので今後之で済むかと言へば決して然らず、吾々國民は擧つて奮勵一番、國力の充實に努め、國防の整備を期し、世界をして正義を正義として認めさせる丈の寄り處を築き上げなければならぬ。

自ら持つ處を築け

凡そ國家間の約束に於て、不平等なことをすること位將來に紛争の種を残すものはない、世界の二等國として數へられる大國間には、其の如何なるものたるを問はず不平等の約束があるべき筈のものでは斷じてない。

不平等條約は
しるすべし

亞細亞に於ける唯一の大國であり、其の安定勢力として東洋平和の確保といふ重大な使命を双肩に擔つて居る帝國に於ては、國際條約に依り、歐米の列強特に英、米に比して不平等な立場に拘束せらるゝ如きことがあつては其の使命の達成は到底期し得られないのである。彼の華府條約、倫敦條約の如きは何れも帝國海軍の軍備を、英米に比し低比率に束縛した不平等條約であることは國民周知の通りであつて、之等不平等條約の存在が過去十數年間東洋平和の維持上、如何に多くの障害を及ぼしたかは既に明白である、斯の如き條約こそは帝國の將來に鑑み國防上は勿論、國際通念上からも斷乎排撃せなければならぬ。帝國は今や未曾有の變遷時代であるが、列強の重壓は刻々に加はらつゝあり來るべき軍縮會議は帝國が永遠に興隆するか否かの試練である、此の試練に堪へることこそは昭和世代に生を受けた國民の責務であり、光榮であり、喜びである、蓋くは全體國民國防の何たるかを自覺し一致團結して非常時局を克服し、

國家百年の大計に邁進せんことを。

(終)





